

資料 3

地域医療アドバイザー候補者

地域医療アドバイザー 候補者

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 尾形裕也 | 九州大学大学院医療経営・管理学教授 |
| 小田清一 | 独立行政法人福祉医療機構理事 |
| 河口洋行 | 国際医療福祉大学
医療経営管理学科准教授 |
| 河原和夫 | 東京医科歯科大学大学院
医療政策学講座政策科学分野教授 |
| 櫻井芳明 | 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター名誉院長 |
| 島崎謙治 | 政策研究大学院大学教授 |
| 長谷川敏彦 | 日本医科大学医療管理学教室主任教授 |
| 伏見清秀 | 東京医科歯科大学
医療政策学講座医療情報・システム学准教授 |
| 武藤正樹 | 国際医療福祉大学三田病院副院長
(日本医療マネジメント学会理事) |

五十音順、敬称略

地域医療アドバイザー派遣事業について（案）

1 趣 旨

地域医療の確保及び医師の確保に取り組む都道府県を支援するために、都道府県からの要請に基づき厚生労働省が委嘱した地域医療アドバイザーを派遣するものである。

2 アドバイザーの任務

- ・ 医療機能の分化・連携の方策の助言・指導
- ・ 医療機能の集約化・重点化の実施に関する助言・指導
- ・ 医師確保対策に関する助言・指導
- ・ その他厚生労働省医政局指導課長が必要と認める事項

3 手 順

- ① 都道府県医療対策協議会での検討を踏まえ、都道府県から厚生労働省（地方厚生局経由）に対し派遣要請書（様式1）を提出する。
- ② 厚生労働省において、地方厚生局の協力のもと派遣要請書の精査と確認。
- ③ 派遣が必要と認められる場合に、地域医療支援中央会議の意見を踏まえ、厚生労働省（地方厚生局経由）から都道府県に派遣決定書を交付する。
- ④ 都道府県から厚生労働省（地方厚生局経由）に対して事業計画書（様式2）を提出する。
- ⑤ アドバイザー及び同行者として職員を派遣する。
- ⑥ 都道府県から厚生労働省（地方厚生局経由）に対して事業報告書（様式3）を提出する。
- ⑦ 3年以内に、都道府県から厚生労働省（地方厚生局経由）に対して事後報告書（様式4）を提出する。

4 アドバイザーの位置づけ等

医療計画・医療経営・医療政策等に関し優れた見識を有する者の中から、厚生労働省において委嘱する

（庶務は厚生労働省医政局指導課で行う）

【参考】当面の予定

- ・ アドバイザーの委嘱は10人程度
- ・ 派遣は年12回程度
- ・ 経費（謝金・旅費）は、初回のみ厚生労働省負担

地域医療アドバイザー派遣事業(案)

